2. これまでの取組

2-1. ハード施策

2-1-1. し尿 2 次処理水の受け入れ

奈良県では、下水道事業計画区域内にある市町村が施設管理を行っているし尿処理場から、2 次処理後の処理水を流域下水道に排出することにより、し尿処理場における3次処理施設の維持 管理費の削減を図ってきた。

令和4年度末までに2次処理水を流域下水道で受け入れた施設は表2-1のとおりである。

表2-1 し尿2次処理水を流域下水道に受け入れたし尿処理場一覧

管理者	し尿処理場名	受入年度 備 考	
大和郡山市	大和郡山市衛生センター	昭和 51 年度	
天理市	天理市環境クリーンセンター	昭和 56 年度	
田原本町	浄化センター(田原本町)	昭和 58 年度	
下市町	下市町紫水苑	平成 23 年度	
五條市	五條市クリーンオアシス	平成 27 年度	
生駒市	エコパーク 21	平成 28 年度	
橿原市	浄化センター(橿原市)	平成 29 年度	
奈良市	奈良市衛生浄化センター	令和4年度	
斑鳩町	斑鳩町鳩水園	令和4年度	

注:受入年度順

2-1-2. 集中浄化槽等の統廃合

奈良県ではこれまで、下水道事業計画区域内にあるコミュニティプラントや集中浄化槽等を下水道に編入してきた。令和3年度末までに下水道に編入したコミュニティプラントや集中浄化槽等は表2-2のとおりである。

表2-2 下水道に編入したコミュニティプラント及び集中浄化槽等一覧

市町村名	地区名	市町村名	地区名
奈良市	ローレルコート学園前 学園前ガーデンハイツ	三郷町	勢野北地区 美松ヶ丘地区
大和郡山市	九条町自由が丘地区		城山台地区(立野地域し尿処理場)
生駒市	光陽台団地 セントポリア生駒(俵口町) 壱分南住宅地 さつき台団地 喜里が丘1~3丁目 東生駒北ガーデンハイツ	平群町	竜田川ネオポリス 光ヶ丘団地 菊美台団地 月見台団地 椿台団地 若葉台団地
	イトーピア東生駒北 新南田原自治会住宅地 星和台地区(南田原町) ひかりが丘住宅地	大淀町	緑ヶ丘A、B地区 緑ヶ丘団地 吉野平地区 南大和地区

2-1-3. 管路施設の最適化 (接続点の追加)

流域下水道管と公共下水道管の接続点について、市町村の意向を踏まえ、協議が整った接続点の追加や変更を行い、公共下水道管の延長を短縮することでより効率的な整備を行ってきた。

2-1-4. 管路施設の最適化(隣接市町村との連携)

市町村を跨いだ公共下水道管の敷設や接続を行い、公共下水道管の延長短縮やポンプ施設の 廃止等を行うことで、管路整備の効率化を図ってきた。

2-2. ソフト施策

2-2-1. 災害時対応

奈良県では、大規模災害等により下水道施設が被災した場合に備えて、地方公共団体や企業等との間で、以下のとおり災害時支援協定を締結している。

(1) 災害時における応急対応業務に関する協定

1. 締結相手方

公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 関西支部

2. 災害支援対象者

奈良県及び奈良県内全市町村

3. 対象となる災害等

大規模災害等

- 4. 主な支援内容
 - ・被災状況の把握のための巡視、点検、調査、清掃、修繕
 - ・緊急措置のための必要な機器、資材及び燃料の調達

(2) 下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ

- 1. 締結相手方
 - 関連地方公共団体
 - ・日本下水道事業団、日本下水道協会、全国上下水道コンサルタント協会、日本下水道施 設業協会、日本下水道管路管理業協会、日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同 組合連合会、
 - · 対策特別本部員: 国土交通省
 - ・オブザーバー: 三重県、徳島県、津市、徳島市
- 2. 対象となる災害
 - ・震度6弱以上の地震
 - ・ 震度 5 強以下の地震やその他要因で大規模な災害が発生した場合
- 3. 主な支援内容
 - ・被災状況・支援要請のとりまとめ
 - ・支援計画の立案
 - ・災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等にかかる外注費用の積算等の 支援調整
 - ・調査資料や災害査定関係調書等の作成指導協力

また、図2-1、図2-2のとおり、大規模災害等により下水道施設が被災した場合に備えて、 県下市町村のうち15市町村が企業等との間に災害時支援協定を締結しており、その内5市町村は 複数の協定を締結している。





図2-1 市町村別災害時支援協定締結状況

図 2-2 市町村別協定締結数

出典: 奈良県広域化・共同化計画策定に向けたアンケート(令和3年7月、奈良県下水道課実施)注:対象市町村は下水道事業を行う30市町村

また、図2-3のとおり、協定締結先としては、公益社団法人日本下水道管路管理業協会を締結 先としている協定が最も多い。そして、図2-4のとおり、協定が適用される施設は下水道施設の みならず上水道施設や農業集落排水施設といった関連施設を対象とする内容も散見される。



図2-3 災害時支援協定締結先

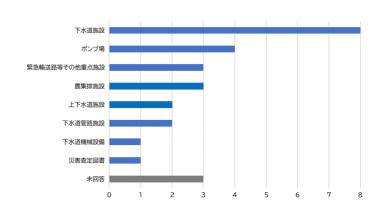


図2-4 協定の対象施設等

出典:奈良県広域化・共同化計画策定に向けたアンケート(令和3年7月、奈良県下水道課実施)

注:対象市町村は下水道事業を行う30市町村注:図2-3、図2-4ともに複数回答可能

2-2-2. 広報活動

奈良県では下水道の役割とその重要性を伝えるために、親子を対象とした「こども下水道教室」 や毎年9月10日の「下水道の日」に併せて流域下水道の各浄化センターの見学会を実施している。

2-2-3. 人材育成

奈良県及び市町村の下水道事業に携わる職員数が減少し、職員が高齢化している現状を踏まえ、 奈良県では技術継承を目的とした勉強会を年1回以上実施している。